平成２５年（フ）第７３１号
仙台市青葉区上杉１丁目10番25―608号
破産者　古澤　昭博
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字前田71番地、前住所福島県須賀川市西川字坂の下111番地１　サンデュエル須賀川202号
破産者　金澤　智史
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
茨城県日立市会瀬町２丁目15番５―303号
破産者　繁田　政治
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４９９号
埼玉県桶川市末広３丁目14番13号、破産手続開始決定時の住所埼玉県桶川市大字倉田140番地の30
破産者　西川　一成
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２２号
さいたま市北区宮原町４丁目107番地５　503号
破産者　永尾　哲章
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５５号
埼玉県川口市北園町47番11号
破産者　平塚小夜子
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４００号
さいたま市見沼区大字大谷298番地７
破産者　濱田　　武
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
千葉県山武郡芝山町新井田新田236番地45
破産者　江澤　　武
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２５号
相模原市南区上鶴間本町６丁目７番26号　コスモヴィレッジくさなぎ101号
破産者　佐々木政治
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２３号
新潟市江南区早苗１丁目２番12号　エンジェル　ウインド103号
破産者　谷本　　豪
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
富山市上赤江411番地24　ガーデンヒル上冨居Ⅱ棟116号、開始決定時の住所富山市総曲輪１丁目９番３号
破産者　宮　　正一
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１２号
富山市八人町１番25―201号　アクシルコート八人町、開始決定時の住所富山市総曲輪１丁目９番13号
破産者　宮　　正紹
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９９号
長野市大字高田2083番地５
破産者　太田　顕喜
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３８号
京都府京田辺市興戸犬伏23―１　ハイツ北尾105号室、開始決定時京都府京田辺市薪小欠１番地の９
破産者　松井　克實
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１８号
大阪市住吉区苅田３丁目８番14号　早川グリーンマンション402号
破産者　伊藤　　治
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１６３号
大阪府大東市灰塚１丁目11番13号　船本ハイツＡ棟103号
破産者　荻野　敏彦
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５２８号
大阪市福島区海老江７丁目14番５号　菊花マンション304号
破産者　塩野　　助
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２８号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町23番５―102号
破産者　守屋　雅弘
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７８号
大阪府豊中市東泉丘１丁目８番26―505号、住民票上の住所大阪府豊中市上新田４丁目８番Ｃ―1202号
破産者　能美山隆作
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部